

岩手県告示第420号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成22年4月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成22年4月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 特定非営利活動法人里・つむぎ八幡平
  - (2) 代表者の氏名 高橋和人
  - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県八幡平市田頭第12地割20番地
- 3 定款に記載された目的 この法人は、住宅で福祉サービスが必要な方々（高齢者・障がい者等）に対して、地域と共同し、伝統的な共同体社会の保存とまごころのこもった支援体制を構築するとともに、居宅サービス・居宅介護支援等に関する事業を行い、地域社会の活性化と福祉の増進に寄与することを目的とする。